

北海道犯罪被害者等支援条例の概要

第1章 総則

第1条 目的

- 犯罪被害者等支援に関し、道の施策の基本となる事項を定めること
- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図ること
- 犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与すること

第2条 定義

- 次の用語を定義
 - ・犯罪等
 - ・民間支援団体
 - ・犯罪被害者等
 - ・二次被害
 - ・犯罪被害者等支援

第3条 基本理念

- 犯罪被害者等支援は、次を基本に推進
 - ①個人の尊厳にふさわしい処遇を保障されること
 - ②被害の状況等に応じた適切な支援が行われ、二次被害が生じないよう配慮されること
 - ③必要な支援を途切れることなく受けられること
 - ④国、道、市町村、民間支援団体等が相互に連携協力して推進されること

第4条 道の責務

- 国及び市町村との適切な役割分担を踏まえた、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的な策定、実施

第5条 道民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

第6条 事業者の責務

- ①-1犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解
- ①-2事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
- ②従業員に対する必要な支援

第7条 民間支援団体の責務

- 専門的知識及び経験を活用した支援の推進
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

第2章 基本的施策

第8条 基本計画

- ①犯罪被害者等支援に関する基本計画の策定
- ②基本計画に定める事項
- ③基本計画の策定及び変更時の公表
- ④施策の実施状況の公表

第9条 推進体制の整備

- ①-1専門的知識を有する職員の育成及び配置
- ①-2連携して推進するための体制の整備
- ②支援の充実を図るための人材育成
- ③市町村・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等

第10条 相談及び情報の提供等

- 各般の問題についての相談、情報の提供、助言等

第11条 日常生活及び社会生活の支援

- 保健医療及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供等

第12条 安全の確保

- 安全を確保するための一時保護等

第13条 道民及び事業者の理解の増進

- ①道民及び事業者の理解を深めるための広報、啓発等
- ②雇用の安定の重要性について事業者の理解を深める施策

第14条 道民の意見の把握等

- 道民意見の把握、支援に関する調査等

第15条 財政上の措置

- 必要な財政上の措置

附 則

- ①平成30年4月1日施行
- ②条例施行から2年を目途、以後5年経過ごとに見直し